

令81条2項一号イ 保有水平耐力計算 ル-ト3  
 限界耐力計算

二号イ 許容応力度等計算 ル-ト2

3項 許容応力度計算 ル-ト1

令36条の2 (注20条1項2号に示す建築物) ←

五号 (大臣が指定する建築物)  
 告示593号 (ここに該当するもの以外)  
 一号 鉄骨造  
 イ ル-ト1-1  
 ロ ル-ト1-2  
 二号 鉄筋コンクリート造  
 ル-ト1

令82条の6 (許容応力度等計算)  
 一 告示593号 令82条各号、82条の4  
 二 剛性率、偏心率  
 三 大臣が定める規程に適合  
 告示1791号 ル-ト2  
 第1 木造  
 第2 鉄骨造  
 第3 鉄筋コンクリート造

鉄骨造 ル-ト1-1

告示593号 階数3以下 高さ13m以下及び軒の高さ9m以下  
 一 告示593号 (1) 柱間隔 6m以下 令82条-3の3号

- (2) 延べ面積 500㎡以内
- (3) 令82条1項 (0=0.3)に於ける許容応力度計算  
 柱間成形 桁形 鋼管の柱の中心割増 (STKR) 1.3 1.4  
 隅角成形 桁形 鋼管の柱の中心割増 (R-隅角形 (BCR)) 1.2 1.3  
 隅角成形 桁形 鋼管の柱の中心割増 (隅角成形 (BCP)) 1.1 1.2
- (4) 筋かい軸部が降伏する場合において、端部接合部が根絶なる (保有耐力接合)
- (5) 指定天井の検討 (告示771号)

ル-ト1-2

- ロ (1) 階数2以下  
 (2) 柱間隔 12m以下  
 (3) 延べ面積 500㎡以内 (平家建2300㎡以内)  
 (4) (3)(4)の規定に適合  
 (5) 令82条の6二号ロ (偏心率)の規定に適合  
 (6) 構造耐力上支障のある急激な耐力の低下がないこと  
 (7) (5)の規定に適合

接合部が破断する (保有耐力接合)  
 局部屈曲する (中層厚比)  
 曲げ応度による (保有耐力換算率)

保有耐力接合  
 部材が保有耐力に達するまで接合部が根絶なる接合

